農林十木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林 土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23 年5月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ(農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ)に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」,「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」,「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において,「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは,「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と,読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満の農林土木工事に係る測量,設計,試験及び調査の委託業務(建物調査,不動産鑑定,森林整備,現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務における成績評定の選択制の取扱い(試行)」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認 書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務における成績評定の選択制の取扱い(試行)

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/

(ウィークリースタンス)

- **第5条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
 - (1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)
 - (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
 - (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(用地調査等共通仕様書の読み替え)

第7条 「用地調査等共通仕様書」の第1条第1項中「徳島県県土整備部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、第2条第3号中「第7条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第4号中「第29条第2項」とあるのは「第32条第2項」と、同条第5号中「第8条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、同条第6号中「第9条」とあるのは「第11条第1項」と、第4条第1号中「徳島県公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と、第11条の2第1項中「第6条第1項」とあるのは「第7条第1項」と、第18条第4項中「第38条」とあるのは「第41条」と、第44条第1項中「徳島県公共測量作業規程第407条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第468条」と、第45条第3項中「徳島県公共測量作業規程第351条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第414条」と、第49条第3号中「徳島県公共測量作業規程第408条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第469条」と、第49条第3号中「徳島県公共測量作業規程第408条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第469条」と、それぞれ読み替えるものとする。

(業務実績データの作成及び登録)

第8条 受注者は、委託料が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を作成し、登録機関((一財)日本建設情報総合センター)が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

- (1) 契約時は、業務契約後10日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
- (2) 途中変更時は、契約変更後10日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
- (3) 完了時は、業務完了後10日以内
- (4) 訂正時は, 適宜とする。
- 2 実績登録完了後,登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。
- 3 途中変更時については、委託料、履行期間、管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。 なお、変更登録に当たっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。
- 4 契約変更により、委託料が100万円以上となった場合は、その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完 了時」として登録するものとする。
- 5 契約変更により委託料が100万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。
- 6 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

- 第9条 本業務は電子納品対象業務とする。
- 2 電子納品は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」(以下、「業務ガイドライン」という。)に基づいて実施することとし、「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議すること。

(履行報告)

- **第10条** 受注者は、履行状況を徳島県ホームページに掲載する様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。なお、提出については、紙または電子メールにより行うこととし、電子メールを活用する場合は、次のとおりとする。
- 2 受注者は、様式18-1と電子メール様式18-2に必要事項を記入した後、電子メールに添付し監督員へ送信する。 監督員は記載内容を確認し、電子メール様式18-2に確認年月日と発注者確認欄に氏名を入力した上で、受注者 ヘPDF形式のファイルに変換し返信する。なお、受注者は電子メールで提出した様式を、再度紙媒体で提出 する必要はない。

(本業務の特記仕様事項)

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

機能診断業務特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 この特記仕様書は、「R3阿耕 長寿命化 那賀川南岸 本庄用水2実施設計業務(以下『本業務』という。)」に適用する。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営総合農地防災事業那賀川地区の関連事業である農業水利施設保全対策事業(長寿命化)那賀川南岸地区において、農業用用水路の機能診断調査を行い、既設水路の改修方法の検討資料とするために実施するものである。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 本業務の作業条件は、監督員との打ち合わせによるものとする。

(計画設計基準,参考文献等)

第2-2条 機能診断調査に適用、叉は準用する計画設計基準等は、次のとおりのほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

番号	名称	発 行 者	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	(社) 農業土木事業協会	最新版
2	農業水利施設ストックマネジメントマニュアル (共通編、工種別編)	農林水産省関東農政局	"
3	農業水利施設の長寿命化の手引き	農林水産省農村振興局	JJ
4	農業水利施設保全補修ガイドブック	(社) 農業土木事業協会	JJ
5	農業水利施設の補修・補強工事に 関するマニュアル	技術支援センター	n
6	その他必要となる資料 1式		

(貸与資料等)

第2-3条 貸与資料は、特に必要となる資料のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第3-1条 本業務における作業項目等は、次表のとおりとする。

■現地調査

作業項目	作業内容	数量
1. 近接目視	基本設計1業務でまとめた「機能診断調査」に基づいて調査を行い、各バレル毎に変状、摩耗、漏水等の状況を調査し	開水路 5,660m ²
	た変状展開図と各バレル単位の変状内容を整理した一覧表を	暗渠
	作成する。	250m²

■機能診断調査

作業項目	作業内容	備考
1. 健全度評価	現地調査結果等に基づき,調査単位毎に開水路等に係る健	0
	全度の判定を行う。	

(機能診断作業の留意点)

- 第3-2条 機能診断作業上、特に留意する点は、次のとおりとする。
 - (1) 受託者は、関係土地改良区等と緊密に連絡調整のうえ、機能診断作業を実施しなければならない。
 - (2) 受託者は、関係土地改良区等と打ち合わせの際には、業務結果等の概要版を作成するとともに、その概要版を成果報告書に綴じなければならない。

第4章 契約変更

(契約変更)

- 第4-1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった 場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。
 - (1) 「作業項目及び数量」に変更が生じた場合(軽微な変更の場合は除く)
 - (2) 工期の変更が生じた場合
 - (3) その他

実施設計業務特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 この特記仕様書は、「R3阿耕 長寿命化 那賀川南岸 本庄用水2実施設計業務(以下『本 業務』という。)」に適用する。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営総合農地防災事業那賀川地区の関連事業である農業水利施設保全対策事業(長寿命化)那賀川南岸地区において、農業用用水路の機能診断業務の調査結果を踏まえ、実施設計を行うものである。

第2章 設計条件

(設計基本条件)

第2-1条 設計作業における設計基本条件は、上位計画である国営総合農地防災事業那賀川地区用水計画 を準用するものとする。

(計画設計基準,参考文献等)

第2-2条 設計作業に適用,叉は準用する計画設計基準等は,次のとおりのほか,監督員との打ち合わせ によるものとする。

番号	名称	発 行 者	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準 設計 「水路工」技術書・基準書	社団法人農業土木学会	最新
2	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水「水田」技術書・基準書	社団法人農業土木学会	II
3	その他必要となる資料 1式	社団法人農業土木学会	n

(貸与資料等)

第2-3条 貸与資料は、特に必要となる資料のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

第3章 設計作業内容

(設計作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における設計作業項目は、次表のとおりとする。

(1) 用水路(開水路)(流量区分: $Q < 2 \text{ m}^3/S$) 本庄用水 2 L = 1, 7 1 7 m

作業項目	作 業 内 容	備考
1. 現地調査	実施設計に必要な用水路本体の調査のほか、横断水路・宅	0
	地排水等の機能復旧,付帯工等の調査並びに借地計画に必要	
	な調査などを行う。また、対象範囲に係る既設水路の現状を	
	確認し、バレル設定及び変状等の概定を行う。	
2. 資料の検討	実施設計に必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握整理	0
	する。	
3-1 基本条件の検討(設計計	詳細実測資料に基づき、水理構造条件を決定する。	0
画)		
3-2 水路タイプ及び断面形状の検	基本設計1業務でまとめた「改修方法選定フロー」による	0
討(設計計画)	調査結果や水理検討を行った結果により、改修工法を選定す	
	るとともに、水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。	
4-1 水理計算(水理検討)	実施断面毎に水理計算を行うとともに、必要地点(取水	0
	等)の水位を算出する。横断水路等の復旧に必要な検討を行	
	- う。必要に応じて各種損失水頭を考慮した不等流計算を行	
	う。	
4-2 水理縦断図作成(水理検討)	詳細水理断面図を作成する。	0
5. 構造計算	各実施断面についての詳細構造計算を行う。	_
6. 構造図作成	施工全区間の構造一般図並びに構造詳細図,配筋図,鉄筋	0
	 加工図,その他付帯工構造図(ドレーン等の構造詳細図,床	
	 版工,安全施設の詳細図等)を作成する。	
7. 平面縦断図作成	平面縦断図に全タイプの位置図及び断面の表示区分、安全	0
	 施設,管理施設等を記入する。	
8. 土工図作成	横断図を使用した土工図を作成する。	_
9. 数量計算	土工量、コンクリート、補修補強材料、仮設材料等の主要	0
	 工事材料,付帯工材料等について,水路タイプ毎,所定の工	
	 区毎に詳細数量計算を行う。	
10. 施工計画	施工基本方針の検討,土工計画,コンクリート打設計画,	0
	工事用道路計画,仮排水計画,仮土留計画,全体工程計画等	
	 の作成をする。現場説明書に記載する施工方法や施工管理等	
	を整理する。	
├── 11. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	_
12. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	0
13. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	0
	総合検討の章を設け、必要な引継事項を整理する。併せて	_
	施工時の留意点について記載する。	
	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報	0
—	告書の作成を行う。	_
	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及	0
	び報告書の作成を行う。	
<u> </u>	= 16	

※設計対象水路上の用水路を横断する小規模な床版工や横断水路等の復旧,工事影響を受ける場合の併設小規模水路は、上記設計に含むものとする。

(設計作業の留意点)

- 第3-2条 設計作業上、特に留意する点は、次のとおりとする。
 - (1)受託者は、関係土地改良区等と緊密に連絡調整のうえ、十分な現地踏査を実施し、現場状況に応じた機能復旧等の検討を行うとともに、附帯施設等の設計作業を実施しなければならない。
 - (2) 受託者は、関係土地改良区等と打ち合わせの際には、業務結果等の概要版を作成するとともに、その概要版を成果報告書に綴じなければならない。
 - (3) 本業務区域に係る測量成果は、「R3阿耕 長寿命化 那賀川南岸 本庄用水2測量業務」 受託者から提供を受けることとし、測量業務受託者と十分な連絡・調整・協力を図り、測量業 務との工程調整、測量範囲・箇所等の調整を行い、業務を遂行しなければならない。

第4章 契約変更

(契約変更)

- 第4-1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった 場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。
 - (1) 「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合(軽微な変更の場合は除く)
 - (2) 工期の変更が生じた場合
 - (3) その他

用地測量業務特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 この特記仕様書は、「R3阿耕 長寿命化 那賀川南岸 本庄用水2実施設計業務(以下『本業務という。』)」に適用する。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営総合農地防災事業那賀川地区の関連事業である農業水利施設保全対策事業(長寿命化)那賀川南岸地区において、農業用用水路の改修等に必要な用地測量作業を行うものである

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 本業務の基準となる与点は、監督員との打ち合わせによるものとする。

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、特に必要となる資料のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第3-1条 本業務の作業項目及び数量等は、次のとおりとする。

(1) 用地測量業務 L=1, 717m

作業項目	作 業 内 容	数 量
■権利調査		
1. 作業計画	権利調査や用地測量を行う際に、作業計画(作業方針・工程)を作成する。	1 式
2. 地図の転写	公図の複写を行う。	_
3. 転写連続図作成	公図の図面化(地権者や字界等の記入)を行う。	_
4. 地積測量図等転写	登記済の地積測量図の調査・複写を行う。	7.2h a
5. 土地登記記録調査	所有者調査や土地登記簿閲覧簿の作成を行う。	13.4h a
■用地測量		
1. 境界確認	用水路沿いの官民境界を確認する。	0.52 h a
2. 土地境界立会確認書作成	境界立会時に境界確認書(現地確認サイン)を作成する。	0.52 h a
3. 境界測量	境界確認で確定した境界を測量する。	0. 52 h a
	仮設道路に係る借地面積等について、座標面積計算を行	
4. 面積計算	う。	0.86 h a
5. 用地実測図作成	用地実測図を作成する。	0.52 h a

6. 用地平面図等作成	平面図と境界図の合成図を作成する。	0.52 h a
7. 公共用地管理者との打合せ	公共用地管理者との事前協議等を行う。	1式

(用地測量作業の留意点)

- 第3-2条 用地測量作業の実施に際して、特に留意する点は、次のとおりとする。
 - (1) 受託者は、道路管理者や関係土地改良区等と緊密に連絡調整・事前了解のうえ、用地測量作業を行わなければならない。
 - (2) 用地測量業務は、用水路の改修工事等に係る借地契約に必要な作業を実施するものであるとともに、用水路と民地等との官民境界を確定させるものである。
 - (3) 用水路と民地等との官民境界については、公図等を参考に用水路底地所有者(阿南市等)や 用水路管理者(関係土地改良区等)等との協議に基づくものとする。
 - (4) 受託者は、用水路底地所有者(阿南市等)、用水路管理者(関係土地改良区等)等と緊密に 連絡調整のうえ、土地境界立会に必要な日程表、所有者一覧表及び集合場所位置図などを作成 ・準備しなければならない。

第4章 契約変更

(契約変更)

- 第4-1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった 場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。
 - (1) 「作業項目及び数量」に変更が生じた場合(軽微な変更は除く)
 - (2) 工期の変更が生じた場合
 - (3) その他